

令和 7 年 11 月 11 日

東京都知事
小 池 百 合 子 様

一般社団法人東京建設業協会
会 長 乘 京 正 弘

令和 8 年度東京都予算に対する要望

一般社団法人東京建設業協会

I. 概要

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-8-5 東京建設会館3階

T E L：03-3552-5656(代)

設立：昭和23年2月17日

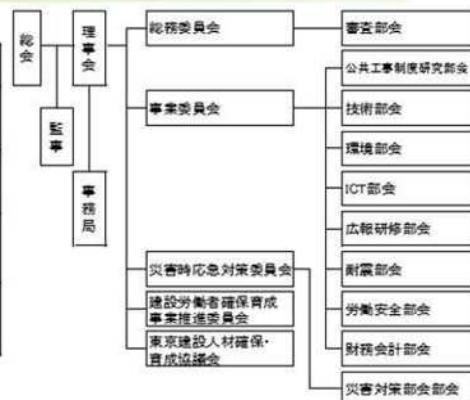
(前身は明治17年「土工組合」で業界最古の団体。その後、改称、改組などを経て協会が設立され、昭和30年に社団法人に改組。平成25年、公益法人制度改革により一般社団法人へ移行)

会員：都内に本店または支店を有する、土木・建築の特定建設業許可業者 281社

<スーパーゼネコン～地場の中小建設業者> (令和7年10月1日現在)

II. 組織

役職	氏名	所属会社・役職	
会長	乗京 正弘	飛島建設㈱	取締役会長
副会長	清水 琢三	五洋建設㈱	代表取締役社長
副会長	池上 一夫	篠長谷工コーポレーション	代表取締役 副会長執行役員
副会長	清水康次郎	清水建設㈱	専務執行役員 東京支店長

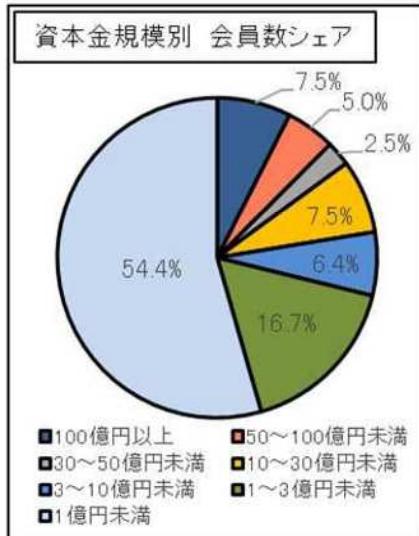


III. 会員構成・分布状況



支部	区域	区	支部	区域	区	支部	区域	区	支部	
		会員数			会員数			会員数		
1	千代田	30	87	3	新宿	25	48	5	葛飾	1
	中央	29			中野	14			江戸川	-
	港	28			杉並	9			文京	8
2	品川	4	38	4	豊島	8	20	6	台東	6
	目黒	2			板橋	10			北	2
	大田	17			練馬	2			荒川	4
	世田谷	6		5	墨田	7	29	7	足立	2
	渋谷	9			江東	17			三多摩	37
								合計	281	

IV. 会員の特色



特色① 大企業から中小企業まで幅広く加入
会員のうち、資本金100億円以上の会員は約8%である一方で、3億円未満の会員が約70%を占める。

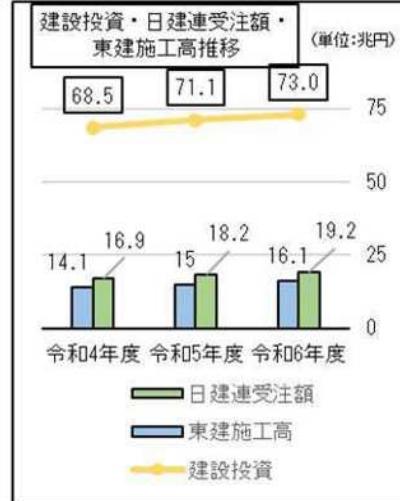
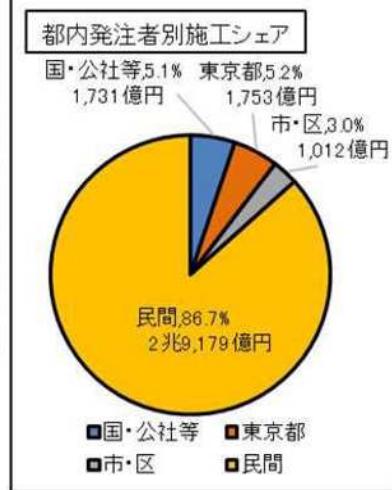


特色② 民間建築工事受注額が圧倒的に多い
都内における会員の施工高は建築が76%を占める。また、発注者別施工状況は、国・公社、都、市・区を合わせた公共工事は13%に対し、民間工事は87%を占める

(令和6年度、単位:10億)

施工高	全 国		都 内	
	建 築	土 木	建 築	土 木
建 築	11,294	70.3%	2,575	76.5%
土 木	4,250	26.4%	550	16.3%
その他の工事	526	3.3%	242	7.2%
合 計	16,070	100.0%	3,367	100.0%

(令和6年度)



V. 主要事業

- ①建設業の発展・社会的役割に向けた支援
国・東京都への予算要望・意見交換会、災害時における応急復旧業務
- ②将来の担い手確保・育成
合同企業説明会、各種セミナー・研修会
- ③建設業の魅力発信
東建月報など各種刊行物の発行、協会ホームページ等による情報発信
- ④会員相互の親睦・情報交換
新春講演会の開催、支部活動の支援



●令和7年度の重点取組

- ・都内全ての建設現場における4週8閉所・完全週休2日の確保に向けた「働き方改革」
- ・DX、i-Constructionの普及推進による「生産性向上」
- ・多様な人材の入職促進と良好な職場環境に向けた「担い手の確保・育成・定着」
- ・首都東京の強靭化・防災力を維持・向上させる「防災・減災対策」



●協会が目指す方向性

- 発信力の強化 ⇒ 協会・業界全体の存在価値の向上
- ⇒ 会員メリットの創出 ⇒ 会員数増加・会員のステータス向上

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、令和8年度の東京都予算に対し、建設業界が現在抱える課題解決と健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。

建設業を取巻く社会経済状況が大きく変化する中、私たち建設業は、社会インフラの整備や維持更新、災害時の応急復旧などに鋭意取組み、都民の安全・安心を支えていく社会的使命を着実に果たしていく所存です。

貴職におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共建設投資の拡充

建設業は、社会資本の整備や維持管理をはじめ、災害発生時には最前線で災害対応を担うなど都民の安全・安心を支える地域の守り手であるとともに、雇用創出など地域経済に重要な役割を果たしている。建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、安定した事業量の確保が必要である。

については、都民の生活に密接にかかわる道路・橋梁をはじめ、老朽化した社会資本の整備など、地域経済への波及効果が高い公共建設投資を燃料・資材価格や労務費の上昇を踏まえ、拡充していただきたい。

2. 民間建設投資の需要喚起策の実施

近年の資材価格や労務費の上昇による建設費の高騰は、再開発事業に延期や中止などの深刻な影響を及ぼしており、特に、首都東京においては、都市の国際競争力や魅力の維持・向上にとって大きな課題となっている。

については、東京の継続的な都市機能の更新を実現するために、用途地域の変更や容積率の緩和等柔軟に運用していただくとともに、市街地再開発事業への補助金の交付、税制緩和など、民間建設投資への需要を喚起する施策を強力に推進していただきたい。

3. TOKYO強靭化プロジェクトの着実な推進

首都東京では、激甚化・頻発化する風水害や切迫する巨大地震に加え、富士山の噴火による降灰被害も危惧されている。

また、今年1月八潮市で発生した下水道管の老朽化を原因とする道路陥没事故など、インフラの老朽化対策は急務であり、都民の生命・財産を守るために、強靭化の取り組みを着実に実施することが重要である。

「TOKYO強靭化プロジェクト」は、都市の安全性・機能性を高めるための極めて重要な施策であり、政治・経済の中心である首都東京が災害に強くなることは、日本全体の強靭化にも直結する。その実現に向け、必要かつ十分な予算の確保・拡充を図るとともに、事業の前倒しも検討していただきたい。

なお、発注にあたっては、年度ごとの事業予算規模を明示したうえで、計画的に発注していただきたい。

4. 働き方改革の推進と生産性向上の支援

建設工事における働き方改革を実現するためには、これまで以上に受・発注者が相互理解のうえで取り組むことが必要である。

建設業が「時間外労働の上限規制」を遵守するため、また、適正な利潤・賃金水準を確保するためにも次の事項についてお願ひしたい。

- (1) 完全週休2日及び時間外労働の上限規制の遵守が確実となる適正な工期での発注を徹底していただきたい。その際、6月から義務化された熱中症対策や物流業界や協力業者等の実作業時間を適切に反映していただきたい。
- (2) 実勢価格や現場の実態を的確に反映させた適正な予定価格を設定するとともに、週休2日実施に伴う補正係数や標準歩掛が実態に沿うよう（特に小規模工事）国の動向を待たず、都独自で改定していただきたい。
- (3) 業務環境改善のためウイークリースタンスやワンデーレスponsを徹底するとともに、引き続き、工事・検査書類の電子化と更なる削減・簡素化や、「検査書類限定型工事」を導入していただくなど、検査の効率化に取組んでいただきたい。
- (4) 建設現場のDX推進のため、人材育成や必要な機器類の導入費用に対する支援を拡大していただきたい。
- (5) 民間発注者に対する指導を徹底していただきたい。

5. 建設業の担い手確保と魅力発信

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害発生時には応急復旧に鋭意取り組む「地域の守り手」として重要な役割を果たしており、その役割を将来にわたって維持していくためには若年層の入職・定着が不可欠である。そのためには、働き方改革や担い手確保の取り組みを進めることは急務であり、他産業と比べた賃金水準の格差を解消することが必要なことから、設計労務単価の更なる引き上げをお願いしたい。

また、建設業の魅力や社会への貢献度を積極的に発信することが重要であり、官民共同によるPR活動を強力に推進するとともに、都内教育機関においては、授業の一環として体験授業や職業理解の機会を積極的に設けていただきたい。

6. 建設業におけるカーボンニュートラル・資源循環の取組みへの支援

東京都では、2050年CO₂排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」を実現させるため、各種取り組みを加速させている。建設業界においても持続可能な都市の実現に向けて取り組んでいるが、官民一体となって推進することが不可欠なため、次の事項について支援していただきたい。

- (1) カーボンニュートラルに取り組む企業に対するインセンティブの付与並びに補助金の拡充、税制優遇などの支援
- (2) コンクリート塊の再生材の利用拡大に向けた取組み
 - ①都発注工事において再生骨材を用いたコンクリート及びコンクリート2次製品の設計段階からの採用及び使用実績を公表
 - ②再生砕石の滞留解消及び災害発生時の資材の確保に向けた都有地を活用したストックヤードの設置、広域利用に向けての関係機関との連携

以上

令和8年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京都中小建設業協会

会長 渡邊 裕之

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

(1) 投資的経費の確保

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、近年、インフラ施設の老朽化が顕著となり、道路の路面陥没など、安全性・生活利便性に直結する事象も相次いで発生しております。こうした現状を踏まえ、今後の更なる都市基盤整備の強靭化・機能強化のためには公共事業費の安定的な確保が不可欠です。

特に中小建設業者は、経済情勢や資材動向の影響を受けやすく、新規受注の減少や過度な競争激化により、経営の安定性が脅かされている状況です。加えて、公共インフラの維持管理や災害対応等において中小建設業者が担う役割は極めて重要であり、その持続的な経営基盤の確保が求められます。

つきましては、公共工事の安定的な執行とともに、地域建設業の維持育成の観点からも、投資的経費の着実な確保を強く要望いたします。

(2) 小・中規模工事に対する十分な予算の確保と執行体制の確立（資料1）

令和7年度における東京都のインフラ関連予算の大幅な増額について、心より感謝申し上げます。しかしながら、工事の大型化が進む中、地域建設業者による受注が一層困難になっております。地域建設業者の受注機会確保の観点から、都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕等の小・中規模工事について十分な予算確保を要望いたします。

また、発注にあたっては地域性が十分に反映されるよう、より一層のご配慮をお願いいたします。特に多摩地区においては、地元業者による落札率が約6割にとどまっており、地域建設業者の受注機会の確保が喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、地域建設業者が引き続き地域インフラを担っていけるよう、発注制度等についての見直し・改善をご検討ください。あわせて、都全域において、小・中規模工事への予算が確実に執行されるよう、発注者側の体制強化についても要望いたします。

2. 高騰する建設資材価格等への対応について

昨今の著しい物価高騰を受けて建設業界は大変な負担を強いられています。東京都では、3つのスライド条項を定めていただいておりますが、現行の制度、運用方法では、受注者の負担が非常に大きいため、下記2項目を要望いたします。

(1) 設計価格と実勢価格の乖離の解消

設計変更には、受発注者双方にとって多大な時間と労力を要しますので、原設計の段階から適正な単価を設定し、設計価格と実勢価格の乖離を極力解消していただきますよう、お願いいいたします。

(2) スライド対応部署の創設

スライド条項の適用における手続きは、受発注者双方にとって極めて煩雑であり、通常業務に著しい負担を及ぼしていることから適用に至らない事例もございます。

これらの課題を解消するため、スライド制度専任の担当部署を設けるなどの体制整備をご検討をお願いいたします。

併せて、スライド条項が必要とされる全ての工事に対し、速やかかつ確実に適用されるよう措置いただくと共に、清算の時期についても明文化していただくことを要望いたします。加えて、スライド額通知時には、その金額の内訳を明記した資料の添付をお願いいたします。

3. 働き方改革の推進について

永続的な建設業発展のために、業界を挙げて更なる働き方改革の推進に取り組んでおりますが、依然として山積している課題の解決には発注者の理解と協力が不可欠です。以下5項目についてご検討をお願いいたします。

(1) 週休2日制実施に伴う労務費および管理費の引き上げ

週休2日工事における設計労務単価の補正係数は、国土交通省に準じて1.05となつておりますが、建設現場で働く技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまでの6日間労働と同様の賃金を支払うには労務費の補正係数が1.2以上である必要があります。働き方改革の推進、ならびに技能者の生活を守るためにも、労務費引き上げに一層のご配慮をお願いいたします。

さらには、技術者の待遇改善には現場管理費の引き上げも不可欠であり、東京都は他の自治体に比べ物価水準が著しく高いことから、全国一律の設定ではなく東京都独自の設定が必要と考えます。

(2) 適切な工期設定と経費について

週休2日制を前提とした工期での発注により、工期が長期化していますが、実際に必要な工期と乖離している傾向が見受けられます。また、工期の長期化に伴う適切な経費の増加がなされておりません。その結果、入札参加者数の減少や不調件数の増加につながっていると考えられます。

働き方改革による担い手確保は必須ですが、企業の健全経営もまた確実に守られるべきことと考えますので、適切な工期設定と経費増加についてご検討をお願いします。

(3) 2級施工管理技術者の活用について

国においては、技術者の確保と育成を目的として、技術者検定制度に技士補が追加されました。中でも、2級施工管理技士を保有している1級施工管理技士補は、現場で活躍できる実務能力を備えていると考えております。

しかしながら、東京都発注工事においては、当該技士補の活用が進んでいないのが現状です。2級施工管理技士を保有する1級施工管理技士補の活用拡大により、中小建設会社の担える業務量も拡大すると考えますので、こうした人材が円滑に活用されるよう、制度の見直し等の施策についてご検討いただくよう要望いたします。

(4) 工事書類の削減・簡素化

昨年度東京都におかれましては、提出書類および検査書類の削減・簡素化を大幅に進めていただき感謝申し上げます。今後も継続した検討をお願いするとともに、これらの取組みを全府的に進めていただくようお願いします。また、引き続き業界団体との意見交換の実施をお願いします。

(5) 工事書類の分業化に伴う経費率の上昇

昨今、技術者と内勤職員による工事書類の分業化は時間外労働時間の上限規制へ適応するために必須の対応となっています。

しかしながら、未だにこういった取り組みをした場合の経費は発注者では想定されおらず、“受注者努力”として経営を圧迫する一因となっています。

働き方改革の更なる推進のために、工事書類分業化の際の発注時の経費計上を要望いたします。

4. 災害防止対策の推進について

(1) 工事現場での熱中症対策に対する適切な予算確保

令和7年6月より、企業における熱中症対策が義務化されたことを踏まえ、工事現場においても工期の見直しおよび熱中症対策費の対象工種の拡大を要望いたします。特に、屋上防水や舗装工事等高温環境下での作業が避けられない工種においては、熱中症リスクが著しく高い為、作業時間の制限等を含めた工種ごとの対策について。検討をお願いいたします。

真夏の工事においては、熱中症対策に要する費用が適切に反映されるよう、補正係数をあらかじめ発注時の設計価格に組み込んでいただくことを要望いたします。

(2) 集中豪雨対策に対する予算確保

近年の集中豪雨は、その頻発化から工事に与える影響がますます大きくなっていますが、集中豪雨に伴う工事中止に関する設計変更手続きは、受理されない事例もあることから、必要としている全ての工事において適用されるよう、確実な運用を要望いたします。

さらには、集中豪雨の発生については事前に高精度で把握することができるため、発注者からの事前の工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望いたします。

(1) (2) の施策を講じることで、工事現場における労働環境の向上につながり、担い手確保に寄与することと確信しております。

5. 共同企業体工事について

共同企業体工事における中小企業の受注機会の確保と実績形成を促進するため、すべての共同企業体工事において、第一順位構成員として、実績および客観点数等の基準を満たした中小企業が参画できるよう検討をお願いいたします。

また、十分な実績を有していない中小企業に対しても、第二順位構成員として共同企業体工事に参画し、実績を積む機会が得られるよう、共同企業体の結成が義務付けられる対象工事の拡大など、制度的な見直しをお願いいたします。

現行の「技術者育成モデル JV 工事」では、共同企業体の結成が義務化されておりますが、第一順位企業が大企業に限られていますので、中小企業が参画できるよう制度の見直しをお願いいたします。見直しにあたっては、工事の趣旨である「中小企業の育成」を反映し、一定の企業規模（例：経営事項審査の総合評定値が 1,200 点以上など）で線引きをすることをご検討ください。

能力と実績を備えた中小企業が、単に企業規模のみを理由に受注機会を制限されることのないよう、また、実績のない中小企業に対しても、今後の成長に向けた実績形成の場が提供されるよう、制度全体の改善を要望いたします。

6. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

(1) カーボンニュートラル

建設業界においても持続可能な都市の実現に向けて取組んでいるが、官民一体となって推進することが不可欠なため、次の事項について支援していただきたい。

- ① 建設機械や発電機におけるバイオ燃料など次世代型燃料への補助金、次世代型燃料対応の建設機械及び発電機への購入やリース補助金

(2) 資源循環

- ① 再生骨材を用いたコンクリートのモデル工事の実施
- ② 再生碎石滞留解消のための都有地を活用したストックヤードの設置。

(3) その他

中小企業向けに、HTT や東京都社会的責任調達に関わる取り組み方法のコンサルの実施。

以上

■第1～6建設事務所 起工案件

件数別

年度	R4	R5	R6
発注件数	214	224	211
不調	35	42	26
	16.4%	18.8%	12.3%
落札件数	179	182	185
23区本店業者	130	133	136
	72.6%	73.1%	73.5%
23区支店業者	32	31	35
	17.9%	17.0%	18.9%
多摩地区業者	17	18	14
	9.5%	9.9%	7.6%

■多摩5事務所 起工案件

件数別

年度	R4	R5	R6
発注件数	185	213	199
不調	20	23	31
	10.8%	10.8%	15.6%
落札件数	165	190	168
23区本店業者	41	52	41
	24.8%	27.4%	24.4%
23区支店業者	22	31	27
	13.3%	16.3%	16.1%
多摩地区業者	102	107	100
	61.8%	56.3%	59.5%

出典：東京都入札情報サービス

※東京都中小建設業協会にて独自に集計

東京都知事

小池 百合子 殿

令和8年度

東京都予算等要望書

一般社団法人
東京都造園緑化業協会

平素より造園建設業界発展のため、各段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申しあげます。

当協会は、社団法人として昭和50年に設立された団体で、首都東京における緑環境の重要性を深く認識し、都市緑化の推進及び緑化技術の普及啓発に関する様々な事業を行っています。

これまで、造園緑化技術や安全対策向上のための研修会や、行政等が実施する緑化関連事業への協力等、協会員のみならず都民の緑化意識の高揚を図るための取組を行ってまいりました。なかでも、これから緑の担い手となる高校生へのインターンシップ事業は、協会員が造園関連の都立高等学校5校の生徒を受け入れ、就業体験を通して、学校と協会員とを繋ぐ大切な役割を担っています。

また、東京都総合防災訓練に協力するとともに、東京都と災害協定を締結しており、災害時には資機材や労力を提供して都立公園の応急対策業務を担うことになっています。このように、当協会の協会員は、東京都の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のため、志高く取り組んでおります。

公園緑地は、防災拠点、都市景観の向上、憩いや健康増進等の場として、世界的目標である「ネイチャー・ポジティブの実現」へ貢献するためにも、その整備拡大は喫緊の課題であると思います。

私ども(一社)東京都造園緑化業協会も、首都東京の緑豊かな、安全・安心な都市の実現のために、東京都と軌を一にして取り組んでまいりますが、そのためには私たち造園建設業界がおかれる現状をご理解頂き、業界が直面している以下の課題解決に向けて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項 1

公園緑地の整備予算の拡充に加え、公園緑地や街路樹の維持管理予算の増額

本年 3 月 28 日に公表された「2050 東京戦略」において、「緑と水」に関しては、2050 年代のビジョンにおいて「豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市 東京へ」が掲げられています。また、2035 年に向けた政策の方向性にあって新たな緑を創出し、適切に管理することが示されており、主な施策として「公園の整備」「街路樹の充実」が掲載されています。「公園の整備」では、都市公園の新規拡張整備にあって、2023 年度末の開園実績 2,065ha を 2035 年度末には累計 2,118ha へと増加させるとあります。また、「街路樹の充実」にあっては、適切な維持管理による安全性や快適性の確保、樹冠拡大による緑陰確保の推進が示されています。

このプランを着実に進めるため、公園緑地の整備予算の拡充をお願いいたします。

また、誰もが安全快適に利用できるように、老朽化した公園施設は速やかに修繕される必要があります。パークマネジメントマスターplanに示された公園施設の維持管理水準の底上げを着実に推進するため、維持管理費を増額をお願いいたします。特に、樹木の適切な維持管理による安全性や快適性の確保や緑陰確保の推進は、街路樹のみならず公園の樹木管理でも同様に重要であるため、都立公園にあっては、樹木の維持管理予算の増額をお願いいたします。

要望事項 2

都立公園や街路樹等の樹木の維持管理にかかる業務委託の入札に対しての、最低制限価格制度の導入

都立公園や街路樹等の樹木の維持管理にかかる業務委託への最低制限価格制度の導入は、平成30年度の要望以来、継続要望してきたところですが、積算基準が統一されていない等の理由で導入されていません。

公共工事の最低制限価格制度は、直接工事費、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）をもとに算出することから、「積算基準が統一されていない」ことが導入しない理由になっているようですが、令和4年3月25日付3財経総第2586号財務局長決定の「印刷請負契約における最低制限価格制度等の実施について（通知）」では、最低制限価格制度の実施にあって、公共工事の最低制限価格制度とは異なり、諸経費を用いて算出するのではなく予定価格から最低制限価格が決められています。

のことから、樹木の維持管理にかかる業務委託においても公共工事の諸経費等をもとに算出する最低制限価格の設定ではなく、予定価格から最低制限価格を定める制度を導入することが出来るものと考えます。

私たちは、令和6年6月の第3次扱い手3法に定められている「公共・民間工事を問わず、重層下請構造の中で労務費が着実に行き渡ること」「労働者が受け取るべき賃金が価格競争の原資にならないようにすること」に関して、樹木の維持管理にかかる業務委託において遵守されないことがあってはならないと考えています。

造園関係業務委託での最低制限価格制度の導入に引き続き検討を要するようであれば、“労働者を守る”そして“品質確保”の観点から、業務委託の積算における直接人件費を下回る入札を失格とする制度を導入あるいは試行をただくようお願いいたします。

要望事項 3

土木工事の積算体系を用いた管理委託においても、土木工事で施行されている「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の適用

現在、東京都においては、熱中症対策に資する現場管理費補正（試行）を行っています。建設局においては、令和7年6月16日付「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」で土木工事、土木設備工事（電気）、土木設備工事（機械）のすべての土木関連工事が対象となっています。

この試行要領では、対象工事を「主たる工種が屋外作業である工事（単価契約は除く）及び土木工事の積算体系を用いて積算した工事」とされていることから、管理にかかる業務委託は、主たる工種が屋外作業であるが、工事でないことから試行要領の適用対象ではありません。

都立公園や街路樹等をはじめとした施設の管理委託は、土木工事ではありませんが、“主たる工種が屋外作業である”“土木工事の積算体系を用いて積算されている”委託業務であることから、現場管理費の補正は可能だと考えます。法律の改正主旨にのっとり熱中症対策の重要性を鑑み、諸経費補正（試行）の対象にしていただくようお願いいたします。

要望事項 4

都市における樹木に起因する人身事故等を防ぐための取組の強化

当協会は、定款第3条に「都市環境における緑の重要性を深く認識し、緑化意識の高揚に努めると共に、造園緑化技術の向上、研究開発に関する事業を行い、首都の緑の保全及び緑化の推進に寄与することを目的とする。」と定めており、東京の緑の充実や樹木の健全育成をめざし活動を行っています。このため、都立公園や街路樹に限定せず、東京に植えられている樹木に対しても大きな関心を持っています。

昨年9月に日野市においてイチョウの枝が落下し30代男性が死亡する事故が発生しました。他県の例ですが、令和4年8月には鹿児島県の小学校において、校庭のイチョウの大木の枝が折れて、木の下で作業をしていた校長が死亡する事故が発生しています。

当協会は、このような樹木の倒木や落枝を原因とする人的な被害が続く現状に危機感を抱いています。

東京都では、東京グリーンビズとして、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進めていますが、樹木の倒木による事故予防への取組が十分とは思えません。

安全・安心な緑豊かな都市の実現に向け、倒木等の危険樹木の早期発見や危険樹木の更新などの取組を強化するように要望いたします。

要望事項 5

都立公園等で行われている個々の樹木を対象とする樹木点検・診断に加え、公園全体の樹木を対象とした植栽計画を策定し、既存植栽の計画的な更新の推進

公園の植栽樹木は、都民へ快適な環境の提供、景観の形成や生物の生息空間の形成などの役割を果たすことから、整備にあつては公園の性格や公園内のエリアごとに求められる機能等を踏まえ、樹木は植栽・維持管理されることが望まれています。

樹木を一本毎に捉えて樹勢が健全か否かを判断する樹木点検や樹木診断などの調査が行われ、支障木・不健全木については更新することも行われています。

一方で、公園外周部の大径木となった樹木が、近隣住宅への日照障害など生活環境へ悪影響を与えていても、様々なステークホルダーとの調整結果、健全木であることから更新できない事例も見られます。

このため、例えば、健全な樹木であつても必要であれば更新を図ることができるように、個々の樹木だけではなく樹林地全体を育成する植栽計画を早急に策定し、計画的な更新の推進を要望いたします。

令和 7 年 11 月 11 日

東京都知事 殿

東京都北区東田端 1・6・6 長谷部第一コーポ 201

東京都公立中学校 PTA 協議会

会長 関口 哲也

東京都公立中学校教育に関する予算要望書

日頃より公立中学校の教育に関して、ご尽力いただき感謝申し上げます。また東京都公立中学校 PTA 協議会(以下、都中 P と記載)の活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

都中 P では、「心豊かな子どもを育てる PTA 活動の推進」を理念に、東京都の中学生のために力を注ぐ全ての PTA のために広く活動をしています。

昨年度の都中 P の要望について、予算的措置をいただきありがとうございました。今年度も「中学校教育の改善」のために、東京都として実現いただきたい事項(昨年度から継続もあり)について、都中 P の「東京都公立中学校教育に関する予算要望書」としてまとめましたので、ご査収いただけますようお願いいたします。

今年度の要望についても、実現をしていただきたくお願ひいたします。なお、本要望書に対するご査収結果または対応方針について、書面でのご回答をいただきたく、お願ひいたします。(ご回答希望期限: 令和 8 年 2 月末日)

参考: 都中 P 活動状況

- 1) 全都公立中学校 PTA 広報紙コンクール: コンクールの開催
- 2) 東京都の保護者と教員からなる組織の代表(PTA の代表)としての活動:

東京都各部局や警視庁のほか、東京都内の 30 を超える各教育関係機関からの要請に応えて東京都の中学校の PTA 代表(保護者/教員からなる組織の代表)として参画 他

教育活動と教育・学校環境のより一層の充実に向けた要望

これからの中学校を担う子どもたちが、新しい社会を生き抜き、世界に通用する人材になるために、学校教育環境の充実は重要と考えています。

社会環境の変化から、従来の教育環境のシステムには課題が見えており、大きな変革をしていく必要があることは御認識いただいているとおりです。特に、教員の確保、教員の質の向上、教員が子どもに向き合う時間の増加、新しい授業・教育方法の実践、環境の整備、部活動のあり方・やり方、加えて教育環境の地域格差の削減など、多くの取組や対策のための予算確保をお願いいたします。

予算要望 1) 部活動改革に関する予算

部活動改革並びに部活動改革までの移行期間のための予算補助

下記の利用例に利用可能な予算措置)

- ・部活動指導員を含めた補助人材を充実する予算補助（継続）
- ・先行して部活動の地域移行に取組む区市町村に向けて人件費以外で利用可能な予算補助（区市町村で準備する移動用バスの費用補助等）、

予算要望 2) 学校環境に関する予算

近年の真夏日の増加に伴い全都中学校への酷暑対策推進のため予算補助

下記の利用例に利用可能な予算措置)

- ・体育祭等で強い日差しから守る為に使うテントなどの機材整備に関わる予算補助
- ・災害時避難所になることも想定した、全都中学校体育館への冷暖房導入の推進、並びに利用時の電気代の予算補助（継続）
- ・いまだ特別教室への冷房設置が進まない地区への冷房設置の推進の予算補助（継続）

予算要望 3) 教育環境に関する予算

教員人材確保にむけ教員になりたいという人材確保するため、教員の勤務環境改善に関わる予算確保

下記の利用例に利用可能な予算措置)

- ・教員のスキルアップに関わる施策展開と予算確保
- ・教務補助人材の確保のための施策展開と予算確保
- ・ICT 支援員を充実するための予算措置
- ・SSW 常駐に向けた、SSW の配置を充実させるための予算措置

以上

東京都知事
小池百合子 殿



令7都高P連第11-11号
令和7年11月11日



東京都公立高等学校PTA連合会
会長 笹原良太

要望書

今年も要望の機会を設けていただけていること感謝いたしております。

都の教育行政におかれましても、都立高校における教育施策に力を尽くしておられますことに感謝申し上げます。

私どもも様々なPTA的アップデートを行いながら、全国高等学校PTA連合会大会2027東京大会に向け準備を進めている最中です。

引き続き生徒一人一人の幸せを考えながら、より良い教育環境の実現について多くの方々や場面とつながり合い、協働するPTA連合会としての役目をはたしてまいります。

要望①

トイレ環境改善予算の確保

築年数が経過した都立高校ではトイレの環境改善を求める声も多く寄せられています。
特に夏場は臭気が強くなりトイレ使用を我慢したり控える生徒もいるようです。

これは各高校が清掃を怠っているということではなく、日々清掃する程度では解消できないほどに老朽化しているため改修や大規模な清掃が必要というレベルであり、生徒にとって日々のストレスとなっています。

また、だれでもトイレ以外でのシャワートイレを求める声もあり、少しでも増やしていただきたいと思います。

トイレの老朽化具合は学校によって異なりますので例えば「老朽化した学校のトイレは清潔かつ衛生的になるように改修」、「新しい学校のトイレにはシャワートイレの設置」など、トイレ環境改善のための予算の確保を要望いたします。

都立高校のトイレ環境をアップデートし、心理的な負担を軽減して気持ちよく学校生活をおくれるようにしていただきたいという想いです。



要望②

学校設備、施設改修予算の底上げ

老朽化した学校設備と施設の改修を望む声が多くの保護者から寄せられています。ここでいう老朽化とは施設の見た目の老朽化、怪我につながる可能性のある老朽化、古く調子が悪い機器など多岐にわたります。例えば、めくれた床、天井や壁の経年劣化、半壊した什器、調子の悪い映像および音響機器、暗い照明、古い防災器具 etc...で、これらの不便や不安、ストレス要因を解決する**予算が少なく、スピード感**にも欠けていると感じています。

話は少し変わりまして昨今の都立高校離れには、私立高校授業料の実質無償化における影響もあるとは思いますが、実際に受験生の保護者、生徒の生の声として、私立と都立の**校内や設備のキレイさを天秤にかけ**私立高校を選んだという声も少なくありません。

私立高校の良さ、都立高校の良さを極力見た目のバイアスなく選択できるようにしていただき、しっかりと都立高校の素晴らしさを知っていただくことを私たちは強く望んでいます。

生徒がストレスなく学べる環境つくりと、都立高校をより魅力的にしていくための施設の改修、設備の買い替えにおける予算の底上げを要望いたします。

また一人一人の生徒が学校施設を大切にキレイに使用するように心がけさせることも私たち保護者の役割だと考えています。

要望③

熱中症対策予算の継続

昨年度は熱中症対策における特別予算を計上していただき、各都立高校において熱中症対策における物資の購入をすることが出来ました。ありがとうございました。

しかしながら、今年の夏も記録的な暑さとなり、複数の高校 PTA より熱中症対策費の継続を望む声があがっています。**来年度のさらなる猛暑に対応し、生徒にとって安全で快適な教育環境実現**のため、**熱中症対策予算の継続**を要望いたします。

以上、3つの要望を東京都公立高等学校 PTA 連合会を代表してお願い申し上げます。ご検討のほど何卒、宜しくお願ひ致します。

令和7年11月11日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都特別支援学校 PTA 連合会
会長 日吉 千絵

要 望 書

日頃より、特別支援学校の教育の充実と PTA 連合会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私どもは、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害の4種別合同の PTA 連合会であり、各種別ごとに要望は異なりますが、特別支援学校の教育をさらに充実させるため、それぞれの種別から重要な要望を3点に

絞り、お伝えいたします。何卒ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

【専門的指導体制の強化と教職員研修について】

専門性の高い教員や支援員の配置、教職員研修の充実が進められていますが、盲・ろう学校をはじめ、特別支援学校では、児童・生徒の障害や教育的ニーズが一層多様化しており、現場では専門性のある教員や高度な知識・技術を持つ人材が絶対数として少なく、教員の異動により十分な指導が行き届いていない現状があります。こうした現状を踏まえ、引き続き、教職員が専門性を高め、教育の質を維持・向上できるよう、計画的かつ実践的な研修の充実を図るとともに、専門的知識と経験を有する教員の継続的な配置をお願いいたします。

【共生社会の実現に向けた副籍交流】

現在、副籍交流では保護者の付き添いが必須となっていますが、保護者の付き添いに課題があると感じています。付き添いに伴う心理的負担から参加をためらう家庭もあり、その結果、子供が学びの機会を失う恐れがあります。保護者の付き添いを前提としない形を整えることが、参加促進の第一歩になると考えます。

また、子供同士が互いの存在や違いに気づき、交流をより有意義なものにするには、双方の学校の教員が事前に子供の特性や願いを共有することも必要です。副籍交流は、異なる背景をもつ他者を理解し、多様な個性を尊重する心を育てることができる貴重な学びの場です。参加促進と教員間の連携を進め、一人一人の成長につながる交流を目指していただけたら幸いです。

【教育施設と学習環境の整備】

特別支援学校の児童生徒が安心・安全に学べるよう、実情に応じた学習環境の整備を要望します。児童・生徒数の増加に伴う教室不足によるカーテン教室・教室転用の常態化、老朽化や設備の不備・不具合から猛暑の中で安心して学ぶ環境が整っていない現状があります。そして福祉避難所として期待される特別支援学校ですが、現状で災害時に実際に受け入れるには耐震性・老朽化による不安を感じます。こうした現状から、老朽化した校舎の改修・建替え、バリアフリー化、また改修・建替えを待てない水回り・空調・耐震等の整備に対応していただくと共に、障害種別に応じた学習環境の整備をお願い致します。子ども達、先生方にとての「今、その時の学び」が安心・安全な環境の中で保障されますことを、切に願っております。

以上、3点を要望いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都特別支援学校 PTA 連合会
事務局 東京都立八王子盲学校
〒193-0931 東京都八王子市台町3-19-22
電話 042-623-3278 ファクシミリ 042-623-6262



7都P協発第12号
令和7年11月 11 日

東京都知事
小池 百合子 様



一般社団法人 東京都PTA協議会
会長 岡部 健作

要望書

東京都の教育行政におかれましては、積極的な教育施策を展開し、力を尽くしておられますことに感謝申し上げます。また、日頃より当協議会の活動に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

世の中の流れや生活様式の変遷にともない、PTAのあり方や活動にも変化の波が押し寄せていますが、学校と地域を結ぶ要となり、子供たちの健やかな成長を願うというその意義は変わりません。当協議会は都の学校教育との連携を深めながら、都内公立小学校等のPTAが意義を見失わず活動していくよう、さまざまな支援をしておりますが、こうして保護者の声を行政に届けることも使命のひとつです。以下の要望につきまして、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

要望①

PTAが任意団体であり、入退会は任意であることの周知(継続要望)

当会が昨年度、都内小学校のPTAを対象に実施したアンケートでは、「PTAへの入会にあたり意思確認(入会手続きなど)を実施している」と回答したPTAが約70%でした。しかしながら、「うちのPTAはまだ強制入会で…」という告白もいまだによく耳にします。「入退会任意を周知すると会員が減ってしまう」と危惧するPTA会長や校長はまだまだ多いようですが、コンプライアンスに則った運営を行うことが、PTAのネガティブイメージを払拭するための一番の近道です。当会では「入退会の任意性」についてHPなどで発信をしておりますが、都からも各区市町村教育委員会へ連携・周知を進めていただくことで、都内各校のPTA活動がより良いものになるのではと考えております。

要望②

紙とICTのバランスある教育の推進

都では「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」をはじめとし、ICT環境の整備や、個別最適な学びの実現に向けた取り組みを進めてくださっており、深く敬意を表します。

しかしながら、小学校という発達段階においては、紙教材や手書きによる学習が持つ価値に改めて目を向けていただきたいと考えております。紙による学習は、記憶の定着、集中力の維持、思考の整理など、児童の基礎的な学力形成において重要な役割を果たしていると感じております。教科や学習内容、児童の発達段階など状況はさまざまかと思いますが、紙とICTの使い分けによる記述力の育成、読解力の強化などをふまえた教育施策を推進していただきたく、お願い申し上げます。

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
保育部会 部会長 下竹 敬史

令和8年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策につきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。これまで、新型コロナウイルス感染症対策や保育士確保、さらには保育の量と質両面にわたる充実に向けた取組を進めていただき、重ねて御礼申し上げます。

保育現場では、感染症や災害への備えを継続しつつ、子どもたちの健やかな成長を支える質の高い保育を日々工夫しております。しかし、物価高騰による建築資材・人件費の上昇や、少子化による需要変化・園児数減少など、新たな課題も顕在化しております。加えて、ICT活用や気候変動対策といったテーマも避けられない課題となっております。

都内では区市町村により保育ニーズが多様化していますが、私ども保育部会としては、子どもの最善の利益を守る保育の実現に向け、現場の声を踏まえて取り組んでまいります。

つきましては、東京都におかれましても、保育施策のさらなる充実に向け、下記要望事項へのご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 保育の質の向上と人材確保に向けた業務改善について

(1) 保育の質の向上

平成30年の保育所保育指針改定においては、特に低年齢児保育の重要性が強調されました。しかし、保育士配置基準は昭和23年の制定以来、十分な見直しがなされておらず、現行基準は多様化・高度化する現場の実態に対応できておりません。そのため、質の高い保育を提供する園ほど、独自に基準を超える職員配置を行わざるを得ない状況にあります。さらにまた、保育の質を高めるためには、日々の実践を振り返り、職員間で検討を行う「ノンコンタクトタイム」を確保することが不可欠であり、その実現のためにも増配置が必要です。さらに、安全や健康の管理、食育など保育士以外の専門職に

による支援も、これまで以上に不可欠となっています。こうした園が持続的に運営できるよう、加算制度など支援策の拡充を要望いたします。

(2) 宿舎借上げ制度の継続

全国的な課題である保育士不足への抜本的な対策が急務です。処遇改善・研修制度の充実、離職防止施策の強化に加え、若手保育士の確保に効果を上げてきた宿舎借上げ支援制度の継続と拡充を強く要望いたします。現在、国の制度は縮小傾向にあり、このままでは採用難や離職増加を招くことが懸念されます。したがって、宿舎借上げ支援制度は、安定的に人材を確保するための極めて重要な施策として位置づけ、後退させることではなく、むしろ継続的かつ拡充的に運用していただきたいと存じます。

(3) ICT 整備及び更新

記録業務や補助金申請など事務負担は年々増えており、特に小規模法人では園長や主任保育士が兼務する例も多くあります。ICT の導入で効率化は進んでいますが、維持管理やセキュリティ、人材確保に新たな費用が発生しています。今後は、ICT 整備及び更新への補助や専門事務職員配置への支援が不可欠です。

2. 子どもの生命と安全を守るために環境整備について

(1) 災害対応

自然災害の激甚化や社会的リスクの多様化に伴い、園児の生命と安全を守る環境整備は喫緊の課題です。避難訓練や安全設備の充実に加え、ICT を活用した情報伝達体制の強化、さらには非常時においても保育を継続できる体制を確保するため、各施設において BCP（業務継続計画）の作成が進められています。こうした取り組みを実効性のあるものとするためにも、現場の防災・安全管理体制を支援する仕組みの構築が求められます。しかし、公定価格で措置されている施設強化推進費は、施設規模にかかわらず一律 16 万円にとどまっており、実際の費用をまかなうには大きく不足しています。そこで、不足分を補うために、東京都独自の補助制度によるご支援をお願い申し上げます。

(2) 夏季保育の充実

気候変動の影響による猛暑の頻発は、子どもの体力低下等が深刻な課題となっています。コロナ禍以降、子どもの体力低下は顕著となっており、屋外活動の機会減少や生活習慣の変化が大きな要因とされています。近年は猛暑のために屋外活動が制限されることも多く、子どもたちが十分に身体を動かす機会を確保しにくい状況にあり、体力や運動能力の低下は日常的な安全確保の観点からも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、熱中症対策と体力向上の両面に資する環境整備が不可欠です。屋外では遮光設備やミスト設備の設置、屋内では空調を備えた運動スペースの確保など、季節を問わず子どもが安心して身体を動かせる場の整備を支援する制度が強く求められます。

(3) 安全管理

近年導入が進む体動センサー見守りカメラについても、安全性を確保するためには定期的な点検・更新が欠かせません。機器の劣化や性能低下に備え、交換時期を見据えた計画的な更新が可能となるよう、国や自治体による補助や支援制度の一層の充実が必要です。

3. 地域格差や定員割れ保育所に対する新たな支援制度について

(1) 定員未充足について

少子化の進行およびコロナ禍による「預け控え」の影響により、定員未充足の保育所が増加している現状があります。令和6年においても出生数・出生率は70万人を割り込み、今後も入所児童数の減少は避けられない状況にあります。しかしながら、定員割れの状況にある場合であっても、急な転居や産休・育休明けの職場復帰等に柔軟に対応できる保育所機能は、地域における育児支援の基盤として不可欠な社会資源です。特に、配置基準を上回る職員を確保し、質の高い保育を維持している園ほど、児童数減少に伴う収入減の影響を強く受けているのが実態です。このままでは、持続的に安定した保育提供体制を維持することが困難となる恐れがあります。したがって、児童数の変動に左右されず、一定の財政基盤を確保できる「定員定額制」等の新たな補助制度の創設が急務であります。

(2) 地域格差について

区部と市部をはじめとする地域間での人口動態や需要の差に起因する保育所運営の格差は深刻化しており、地域格差の是正が強く求められます。さらに、新規に創設された「事務負担軽減事業」においても、区市町村に負担割合が設けられているため、施設側が望んでも補助を受けられない地域が存在するのが現状です。こうした不公平を是正し、すべての地域で均等に支援を受けられるよう取組が必要であると考えます。

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都高齢者福祉施設協議会

会長 田中 雅英

令和8年度高齢社会対策に関する予算への要望について

日頃より都民の福祉向上に格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、私どもの高齢者福祉施設は、深刻な人材不足、物価高騰、賃金上昇という“三重苦”により、かつてない経営危機に直面しております。令和8年度にはさらなる賃金上昇が見込まれており、このままでは事業継続が困難となる施設の増加が懸念されます。福祉施設が「第9期東京都高齢者保健福祉計画」の担い手として、その使命を果たし続けるため、下記の4項目について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 安定的な施設経営を支える「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」の拡充

都の経営支援補助金は、施設経営を下支えする「命綱」として極めて重要な役割を果たしています。当協議会が実施した「令和6年度経営実態調査」によると、本補助金の活用により、赤字施設の割合は約65%から約40%へと改善しました。しかし近年、補助対象施設の増加に伴い、1施設あたりの配分額が減少しております。今後も持続可能な経営基盤を確保できるよう、予算の一層の拡充を強く要望いたします。

2 都民の命を守る「災害対策」支援の拡充

災害時、福祉施設は地域住民の命を守る最後の砦です。非常用電源等のハード整備に加え、連携体制の構築、備蓄品の整備など、ソフト面での対策も不可欠です。しかし現状では施設の自己負担が大きく、十分に進んでいません。こうしたソフト面の災害対策に対する補助制度の拡充を要望いたします。

3 すべての専門職がやりがいを持てる「処遇改善制度」の再構築

国の処遇改善加算は介護職員を中心に設計された結果、看護師・相談員・管理栄養士等の専門職への支給が十分ではありません。また、居宅介護支援事業所や訪問看護事業所等が対象外とされていることが、職種間の不公平感を助長しています。都から国に対し、職種の枠を超えて全職種が公平に評価される柔軟な処遇改善制度への見直しを働きかけていただきたくお願い申し上げます。

4 地域の実情を反映した「介護報酬地域加算」の実現

国では介護報酬の「地域加算」を市区町村単位から都道府県単位に大括り化する方針が示されています。しかし、都内を「23区一律20%、その他地域16%」とする現行案では、物価や人件費の地域差を全く反映できません。実情に即した加算率設定を可能とするため、以下の3点を国に強く要請いただきたい。

- ① 各区市町村の実情に応じて加算率を上乗せできる仕組みの導入
- ② 「ゼロサムキャップ」の撤廃
- ③ 自治体独自の上乗せ加算による地方交付税削減の回避

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都社会福祉協議会
児童部会 部会長 宮田 浩明

令和8年度社会的養護関係予算への要望について

東京都におかれましては、日ごろから社会的養護を必要とする児童等の支援施策の向上にご尽力をいただき感謝申し上げます。

国においては、改正児童福祉法が昨年4月より施行されています。この中では社会的養護における自立支援や、地域における子育て支援の拡充が重点的に盛り込まれています。

社会的養護に関しては、長年多くの退所者の不安定な生活状況が大きな課題となっていました。これに対し、児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、休日夜間緊急支援事業等を大幅に拡充し、対応していくことが緊要です。

一方、出生数の低下には歯止めがかかる兆しがなく、対策の具体化が急務です。これまでの社会的養護は、児童虐待の発生等の事後対応に追われてきました。しかし今後は、培った専門性を活かし地域の子ども家庭支援の拠点としての機能を高めていくことが期待されています。これらの多くは区市町村の業務とされていますが、自治体間で財政力や実行力の格差が顕著です。とりわけ、生活困窮世帯の多い自治体ほど財政的に余力がない傾向も明らかです。東京都としてこれらを支えていく、あるいは都単独補助で実施する等の対応も欠かせないと考えます。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の改善は、今後の社会の安定に連動します。これらを勘案し、当部会は以下の要望をいたします。令和8年度の予算編成に向けて審議していただくとともに、児童相談所設置区および同設置予定区との共有をお願いいたします。

記

1 児童等の自立支援の強化・拡充

幼少期から不安定な生育状況にあった社会的養護下の子ども・若者は永きにわたって18歳を境とする社会的自立が求められてきました。彼らのその後の社会生活には抜け出し難い困難が付きまとっていることは都や国の調査からも明

らかです。

これらの改善に向けて、措置延長および20歳を超えた入所支援継続（改正児童福祉法第6条の3の1・児童自立生活援助事業）の標準化を図ってください。

また、児童自立生活援助事業の職員体制を強化するとともに、各施設等の社会的養護自立支援拠点事業および休日夜間緊急支援事業（同法第6条の3の16）の積極的開設を支援してください。あわせて、社会的養護自立支援協議会を当部会と緊密な連携の上で実施してください。

子ども等の意見表明権（同法第6条の3の17・意見表明等支援事業等）の早期確立が急務です。更に、多くの入所者が退所前に成人に達していることから、成人福祉同様に意思決定支援の導入等、自己決定権の実現が欠かせません。これらに向けて、子ども等や職員、関係機関に対して各法制度や活用資源の周知と実現に向けた指導を進めてください。また、小学生を含めた学習・体験支援の体制を強化し、児童等に周知してください。

2 施設の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化への対応

里親委託や施設の小規模かつ地域分散化が推進される一方で、本体施設にはケアニーズの高い子どもの入所割合が高まっています。小規模化を進める本体施設の体制を強化するとともに、入所促進加算を拡充する等、専門機能強化型児童養護施設の更なる機能強化を図ってください。

一時保護所や民間施設の入所が満床あるいはこれに近い一方で、都立施設の入所が進んでいません。都立施設の入所促進と支援向上、並びに児童自立支援施設の有効活用を図ってください。

地域における子ども・子育て家庭や養育家庭の支援機能を強化してください。

また、フォースターリング機関を里親支援センター（同法第7条の3）へ円滑に移行してください。

3 人材の確保・定着・育成に向けた支援

東京都宿舎借上支援事業の大幅な改善によって、各施設の人材確保に成果が顕れています。一方で、若年労働人口減少の影響も深刻です。引き続き、保育所同等の人材確保等支援事業の実施を進めてください。

あわせて、財務・法務・労務をはじめとする各施設の経営力強化に向けて、管理職等の人材育成の体制を確立してください。

また、職員の定着を図り、災害・感染症蔓延・特に物価高騰への対応、警察に連動する非常通報装置の導入や夜警員の配置等、施設の保安強化も含めて安定的に事業が継続できるための支援を講じてください。

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
乳児部会 部会長 平本 玲子

令和8年度 乳児の社会的養護に関する予算要望について

東京都の乳幼児の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。東京都内11か所の乳児院は、全都の緊急時の受け皿として、地域の乳幼児を持つ家庭の支えとして、地域の福祉サービスの担い手となれるよう努めています。令和7年度に社会的養育推進計画が示され、「家庭養育優先原則」、「パーマネンシー保障」が計画全体の共通の考え方として位置づけられています。その計画の実現に向けて、乳児院には、養育機能を拠点とし、家庭への支援、里親支援の役割がより求められています。今後もその期待に応え、そしてより充実した支援を展開するためにも、下記内容にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 乳児院の機能強化及び養育体制の整備

緊急一時保護や新生児及び0歳児の入所依頼の増加、並びに専門的ケアが必要な子どもたちへの適切な養育が求められています。区市町村との連携を強化し、ニーズに応じた支援を充実できるよう、職員配置や施設の体制整備について以下の3点を要望致します。

- (1) 新生児及び0歳児の入所枠の拡大に向け、職員の増配置の支援をしてください。
- (2) 緊急一時保護の受入れ体制の整備のため、職員の増配置の支援をお願いします。
- (3) 匿名預かり・内密出産などにより特別養子縁組の対象児の増加が見込まれるため、特別養子縁組推進員の増配置をお願いします。

2 社会的養護を支えるための安定的な運営と基盤の整備

乳児院の状況としては、新規入所は措置児童数を一時保護委託児童数が上回っており、一人ひとりに合わせた養育がより求められています。併せて災害・防犯等の安全確保対策も必要です。社会的養護を支えるための安定的な運営と基盤整備に関して以下の2点を要望致します。

- (1) 一時保護期間が長期化して年齢が上がると委託費が減額されることから、一時保護委託費の減額を補う加算制度の実施をお願いします。
- (2) 入所している子どもと職員の安全確保のため、施設のセキュリティ強化に向けた支援をお願いします。

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

身体障害者福祉部会 部会長 安川雄二

知的発達障害部会 部会長 金澤正義

障害児福祉部会 部会長 栗田昌宗

東京都精神保健福祉連絡会 運営委員長 眞壁博美

令和8年度障害福祉関係予算への要望について

平素より、障害を持つ都民の福祉向上につきましては、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の物価高騰により、食費や光熱費、燃料費などあらゆるものが値上がりしている他、国の方針により民間企業では再三の賃金の引き上げが行われております。このような状況下でも、公費をその主たる財源とする障害福祉サービス事業については賃金の引き上げを十分に行なうことは難しく、急激な物価高騰は、事業所の経営のみならず、障害年金や工賃で生活する障害のある人の暮らしを直撃し続けています。更には、折からの深刻な福祉・介護人材確保難に拍車をかけることにもつながっており、障害福祉事業所で働くすべての人が働き続けられるための制度の拡充が求められています。

東京都では、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」を目指し、「東京都障害者計画」「第7期東京都障害福祉計画」及び「第3期東京都障害児福祉計画」の3つの性格を併せ持つ、「東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年度～8年度）」が策定、実施されているところです。しかし、障害のある人が地域の中で当たり前に暮らしていくためにはまだ課題が山積し、コロナ禍以降も更に困難さが増しております。

障害のある方一人ひとりが安心・安全な生活を送るためにには、より一層の施策の充実が求められています。私たちは関係者相互に手を携えながら引き続き一層の努力をいたしますが、それを支える基盤の整備につきましては、東京都の支援が不可欠です。

これまでに増して厳しい経済情勢の下ではありますが、東京都におかれましては、障害福祉施策の向上にむけて、以下の点につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

知的発達障害部会／身体障害者福祉部会

1 障害者グループホームなど安心して暮らせる住まいの場の充実について

東京都は令和6年度から8年度までの「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」のなかで、障害者の地域生活基盤について重点的に整備することとしています。その一環としてグループホームの設置は進んできているものの、利用者やご家族の高齢化等が進むなか、強度行動障害のある人や医療的ケアを伴う重症心身障害のある人の住まいの場は不足しており、生活の場を都外に求めざるを得ない状況も続いています。障害者の住まいの場であるグループホームの更なる充実をお願いします。

- (1) 物価高騰により建築資材の高騰が続くなか、重度障害のある方が利用できるグループホームの開設や利用者の高齢化に対応する修繕費確保のため、施設整備費に物価スライド方式を導入し、あわせて補助単価の引き上げ等をお願いします。
- (2) グループホーム体制強化支援事業については、人件費であることを踏まえて、現状の確定払い方式から、概算払い年度内に交付される方式への変更をお願いします。
- (3) 医療連携型グループホームについては、東京都の単独補助にするなど事業所が積極的に開設できる制度への改善をお願いします。
- (4) グループホーム等が自らの支援内容を見直すための第三者評価受審にかかる費用については、利用者の支援区分に合わせた補助金とは切り離し、通所・入所施設と同様に実績による別枠補助にしていただくようお願いします。

2 福祉人材の確保・育成・定着について

福祉人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題となります。非常に厳しい状況が続いている。物価高が続くなか、職員が安心して働き続けることができるよう、より一層の積極的な取り組みをお願いします。

- (1) 全国的に人件費が上がるなか、障害福祉分野においては現行のサービス推進費補助や処遇改善費を活用しても給与面で他業種に追いつくことが難しく、人材確保が困難な状況が続いているため、それら補助金等の増額をお願いします。
- (2) 処遇改善に関する東京都の支援策として令和6年度より導入された「居住支援特別手当」について、対象を看護師、栄養士、事務員等を含む全ての職種に拡大するとともに、一定の経験を積んだ職員への補助が減額にならないような仕組みとなるよう、さらなる拡充をお願いいたします。
- (3) 特定相談支援事業所について、国の報酬改定後も財政的な支援が十分ではなく、相談支援専門員の確保も難しい状況があります。相談支援事業所の安定的な運営のための運営費補助等、東京都独自の財政支援をお願いします。
- (4) 働く意欲のある障害を持つ高齢者が仕事を続けることで生きがいを持てるよう、障害者等雇用加算の対象年齢の引き上げなど、雇用促進策の拡充をお願いします。

障害児福祉部会

1 人材確保について

部会に所属する重症児施設の対象は児童期から高齢まで幅広く、医療法に基づき医師、看護師等の配置が求められ、多職種でサービスを行っています。近年、高度な医療対応を必要とする「超重症児（者）・準重症児（者）」が増え、当初想定されていなかった高齢化対策も求められる中、人手不足は深刻であり、医療や福祉サービスの維持がさらに厳しくなっています。事業継続のため人材確保の取組が最優先課題です。

（1）医療サービスの質を維持するため人員配置基準以上の配置を求められる中、看護師の採用が困難になっており、実情に応じた新たな加算の設定、看護師採用に関する東京都の更なるバックアップ体制をお願いします。

（2）人材確保が困難なため、民間企業等は賃金を大幅に上げて対応しています。福祉サービスの収入は限られていることから、人件費上昇への対応として東京都独自の処遇改善補助を検討してください。

（3）事業継続には優秀な外国人労働力の確保が必要となっており、外国人採用に関わる支援、並びに採用、研修期間に関わる費用への補助金拡充をお願いします。

2 短期入所（在宅支援）について

在宅で生活する医療処置（人工呼吸器、喀痰吸引等）が必要な「医療ケア児」や重症児（者）の家族が安心して暮らし続けるためには、短期入所は欠かせない最後のセーフティネットです。しかし、受入れ施設の人材不足は恒常化し、現行の診療・福祉サービス報酬にも課題があります。短期入所は今後更にニーズの増加が予想されるため、東京都による更なる支援をお願いします。

（1）利用者個々のニーズに対応するため看護師を増員配置するなど施設の負担が増えていきます。新規受入れや利用頻度に応じての新規受入れ加算、利用者の重症度・必要ケアの量に応じた段階的な単価の設定をお願いします。

（2）利用者の急な体調変化によりキャンセルが多くありますが、その準備、人員配置の費用に対する補填がないため、この現状に対応する福祉サービス給付費の新たな設定をお願いします。

3 施設整備について

人手不足が深刻化している中、その対応策としてICT（情報通信技術）、AI（人工知能）を活用するDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進が必須となっています。DX活用により、情報共有化や作業時間の短縮と業務効率化が可能となり、空いた時間を他の業務に充ててサービスの向上を図ることができます。併せて、新型コロナウィルス感染症の流行以降、利用者の死亡事例が数多く発生し、更なる医療設備の強化が必要となっています。しかし対象施設は古い建物が多く、環境整備が追い付いていないため、継続的な事業を行うためにも東京都の更なる支援をお願いします。

（1）ICT環境整備に向けた施設内改修及びICT購入補助の設定をお願いします。

（2）「超重症児（者）・準重症児」、「医療ケア児」等向けの医療施設整備補助の新たな設定を検討してください。

東京都精神保健福祉連絡会

1 精神障害者の超短時間雇用を調整するコーディネーター事業の創設について

超短時間雇用とは「障害などにより短時間の就労を希望する人が一般の職場で週 20 時間未満の特定の職務を担当することにより働くことのできる環境を整備する取り組み」のことをいいます。この取り組みは、障害者のみならず多様な人々の就労機会を創り出し、企業の人手不足の解消や、障害の有無にかかわらず人々が支えあいながら共に生きるインクルーシブな社会への実現にもつながる取り組みです。

しかし、現在、港区、品川区、渋谷区等、東京都内的一部の自治体でしか実施されておらず、働きたいと願う当事者のニーズに応えられているとは言えない状況です。

（1）精神障害者をはじめとする、すべての障害者を対象とした「精神障害者等超短時間雇用事業」を東京都のモデル事業として創設してください。また、超短時間雇用の取り組みを専門とするコーディネーターを配置する予算をお願いします。